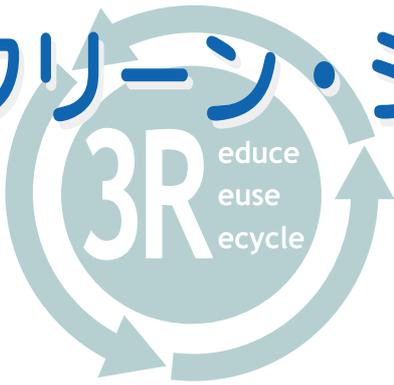




# クリーン・ジャパン・ニュースレター



2009年1月発行

No.24

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

エコプロダクツ  
2008出展



平成20年度  
JICA集団研修  
「廃棄物3R・再資源化」  
コース

全国の自治体に着実に広がる  
レジ袋削減への取り組み(行政・政策動向参照)

## CONTENTS

CJCTピックス	2
エコプロダクツ2008出展	2
「環境学習会in大阪」に参加・発表	2
平成20年度JICA集団研修 「廃棄物3R・再資源化」コース実施	2
平成19年度調査研究報告	3
揮発性有機化合物(VOC)リサイクル技術に関する 調査研究報告書	3
「EU廃棄物輸送規則(仮訳)」	4
行政・政策動向	4
3R実施状況	6
お知らせ	8



平成21年度  
「資源循環技術・システム表彰」募集中  
(募集期間：平成21年2月1日～4月20日)  
<http://www.cjc.or.jp/>

## CJCトピックス

## Topics

## エコプロダクツ2008出展

12月11日(木)~13日(土)の3日間、東京ビッグサイトで開催された環境配慮型製品の総合展示会「エコプロダクツ2008」(主催:(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社)に出展しました(経済産業省委託事業「事業者による3R教育推進システム実態調査」の一環)。

会期中、当センターブースでは、小・中・高校生の環境・3R学習に役立つ各種ツールや情報提供サービスとして、以下のメニューを紹介しました。

- 容器包装リサイクルの流れがわかる教材
- 3Rについてまんがで説明した小冊子
- 3R講師派遣や3R現場見学事業所の情報提供
- 3R学習に役立つ資料やホームページのリンク集



ビジネスマンから小・中学生まで幅広い層の来場者で賑わう当センターブース

## 「環境学習会 in 大阪」に参加・発表

11月29日(土)、大阪・南港のおおさかATCグリーンエコプラザで行われた「環境学習会 in 大阪」(主催:全国大学生協同組合連合会環境活動推進委員会)に参加しました(経済産業省委託事業「事業者による3R教育推進システム実態調査」の一環)。

この学習会は「環境活動を始めてみたい」、「活動をさらに深めていきたい」と考えている大学生を対象に、活動推進のきっかけを掴んでもらう目的で開催されたもので、経済産業省、NPO法人気候ネットワーク、日本環境協会エコマーク事務局、及びクリーン・ジャパン・センターがそれぞれの担当分野について発表・展示を行いました。

この中で、当センターは、環境・3R学習に役立つ教材や情報提供サービスを紹介し、それらの活用を呼びかけました。

当日は、環境ボランティア活動サークルに所属している大学生等が参加し、各講師による講義・発表の後、活発な質疑応答や意見交換が行われました。



当センターが提供している環境・3R学習メニューを紹介

## 平成20年度JICA集団研修「廃棄物3R・再資源化」コース実施

当センターでは、独立行政法人国際協力機構(JICA)から委託を受けて、11月12日~12月5日の約1ヶ月間JICA集団研修「廃棄物3R・再資源化」コースを実施しました。

本コースは海外諸国の政府又は都市ごみ行政に携わる実務者を対象として、日本の廃棄物問題対策の歴史を含めた関連法体系、3R推進施策、産業界や自治体の取組みについての講義及び廃棄物処理施設やリサイクル施設・工場の視察、経済産業省・自治体・NPOとの交流等を通して、研修参加者の自国での改善計画(アクションプラン)策定を自らが行うことを目標としています。講師、見学先関係各位、交流先の方々のご好意・ご協力により有意義な研修ができ、研修参加者も大変満足して帰国していただきました。

研修参加者:7名(ブラジル、チリ、ドミニカ共和国、ネパール、バングラディッシュ、スリランカ、ベトナム)

なお、講義、視察等にご協力いただいた団体、企業等は次の通りです。

講義協力:

経済産業省、東京二十三区清掃一部事務組合、(財)日本環境衛生センター、(財)日本環境協会、(財)家電製品協会、(財)日本容器包装リサイクル協会、日産自動車(株)、NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会、埼玉県 環境部資源循環推進課、NPO法人 持続可能な社会をつくる元気ネット、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、渋谷区清掃リサイクル部



視察先説明に聞き入る研修生

視察等協力:

東京二十三区清掃一部事務組合(多摩川清掃工場、中防処理施設管理事務所)、(株)国分商会、太平洋セメント(株)、リ・パレット(株)、(株)ハイパーサイクルシステムズ、(株)リサイクル・ピア、バイオエナジー(株)、(株)井上、世田谷リサイクル協同組合、(株)中田、(株)啓愛社 金沢リサイクル工場、アサヒビール(株)神奈川工場、渋谷区清掃リサイクル部



# 平成19年度調査研究報告

## 揮発性有機化合物(VOC)リサイクル技術に関する調査研究報告書(機械システム振興協会委託)

わが国の大気へのVOC総排出量の約70%を占める「溶剤系VOC」を対象として、

VOC排出施設の現状、VOC回収・再資源化技術(装置)の現状と課題、今後開発すべきVOC回収・再資源化技術(装置)の要求仕様等について調査研究を行ったものです。

溶剤は、塗料・接着剤等の溶解、希釈や金属・半導体等の洗浄に使用され、その年間使用量(消耗量)は約230万トンと推定されており、このうち約半分にあたる120万トンがVOCとして大気に放散されています。

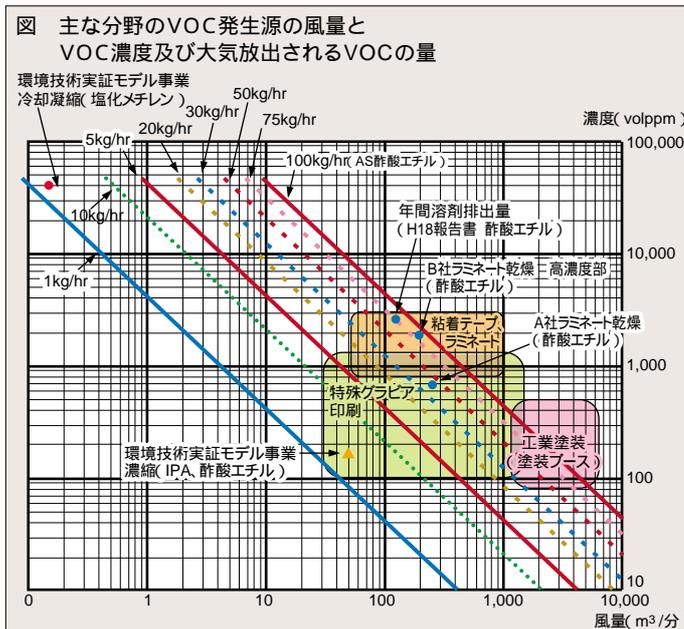
溶剤を大量に使用するプロセスとして、ラミネート加工、粘着剤製造、グラビア印刷(出版、特殊)、塗装、工業洗浄、化学品製造等が上げられ、これらを中心とした産業に対し法規制と業界の自主的な取組みによって、平成22年までに平成12年のVOC排出量の30%削減を達成しようとしています。

従来のVOC排出抑制技術は焼却が主体であり、資源の有効利用と温室効果ガス排出抑制の観点から今後は回収・再資源化(リサイクル)に重点を移すべきと考えます。

以下に報告書の概要を紹介いたします。

### (1) VOC排出施設に関する調査

- ・上記に示した溶剤を大量に取扱う産業では年間数十トンから数百トンの溶剤がVOCとして大気に放出されているケースがある。



年間稼働時間3,600hrとした時の年間溶剤排出量							
時間当たりの排出量(kg/hr)	100	75	50	30	20	10	5
年間排出量(ty)	360	270	180	108	72	36	18

- ・単一溶剤系では回収・再利用の例があるが、混合溶剤系では回収されている例はほとんどない。

<単一溶剤系でVOCが回収・再利用されている例>

- ・出版グラビア印刷(全社で100%回収・再利用されている:トルエン溶剤)
- ・ラミネート加工(酢酸エチル)、粘着テープ製造(トルエン)
- ・工業洗浄では、最初にフロン規制による代替フロン、塩素系への転換が行われ、その後の規制強化に伴ない塩素系から非塩素系有機溶剤への転換が図られ、これらの過程で溶剤の回収再使用が広く行われるようになった。

<混合溶剤でVOCが回収再利用されている例>

- ・粘着テープ(VOCを回収し、特定成分を蒸留分離して利用している例がある)
  - ・特殊グラビア印刷(建材化粧紙で回収・再利用の例がある)
- <回収例がまだない分野>
- ・特殊グラビア印刷(プラスチックへの印刷工程ではまだ溶剤回収実施例がない:混合溶剤系)
  - ・工業塗装(塗装ブース、乾燥設備ともまだ実施例がない:混合溶剤系)

### (2) VOC回収・再資源化技術(装置)に関する調査

現在使われているVOCの回収・再資源化装置について概略図等を示し説明している。

- ・工業用洗浄装置では、高濃度で排ガスが捕集されている。小風量の場合は冷却凝集方式(加圧深冷凝縮方式を含む)が使われ、風量が大きくなると活性炭吸着装置が使われている。
- ・移動式の吸着槽を貸し出し、溶剤吸着後にレンタル業者が引取って脱着する方式(主に塩素系溶剤)が一部の地域で行われている。この方式は低濃度、小風量の発生源に対して適用できる。
- ・大風量のVOC発生源に対しては吸着方式が使われている。又メーカーにより吸着材形状等の工夫が見られる。脱着の方式はスチーム、窒素の使用や、圧力スイング等が行われている。

### (3) 今後開発すべきVOC回収・再資源化装置の要求仕様等の検討

本調査を元にVOC発生事業者から求められる回収装置について述べている。

- ・既設設備の乾燥機排ガスを小風量、高濃度で回収装置へ導入するために、乾燥機メーカー、エンジニアリング業者、及びVOC回収装置メーカーの協調による設備の改造検討が必要である。
- ・単一溶剤を経済的に回収し、回収装置の普及を図るために一層の装置の小型・低価格化が必要である。
- ・溶剤回収中継センターを設け、中小事業者が回収した混合溶剤を収集・中継し、更に溶剤再生事業者等と協同で精製、精製溶剤の販売を行う溶剤の回収・再利用支援システムの構築が必要である。
- ・混合溶剤の再利用先開拓を目的として、回収実験を行い、顧客の品質要求事項や品質目標を明確にする調査研究が必要である。

### (4) 調査研究の今後の課題及び展望

- ・単一溶剤の回収メリットのPR  
単一溶剤の場合、資源価格の高騰によりコスト対メリットの関係が従来の判断基準から大きく変化している。回収メリット等の情報提供を通じてVOCの回収・再利用への働きかけを業界関係者に継続して行っていくことが重要である。
- ・回収溶剤の再利用支援のための社会システムの構築  
混合溶剤の場合は、回収溶剤が付加価値を失わないで使う道を開拓することが必要で、事業者、業界を跨った広範な支援体制が必須であり、そのためには、関係事業者団体を中核とした回収溶剤再生のための中継センターと運営システムが必要である。

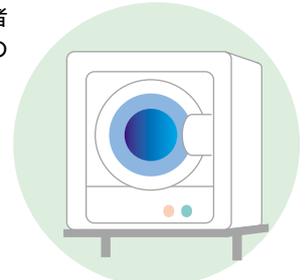
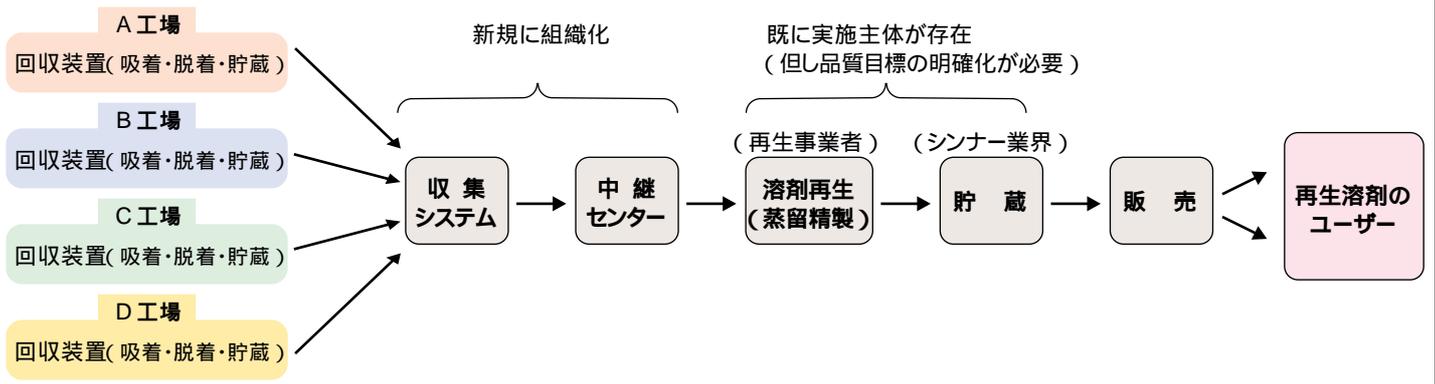


図 混合溶剤の回収 - 再生 - 再利用支援システム



『EU廃棄物輸送規則（仮訳）』（競輪補助事業）

本書は、欧州連合(EU)が2006年に制定した廃棄物の輸送に関する規則の仮訳です。

本規則では、EU加盟国間の廃棄物輸送、EU加盟国内の廃棄物輸送、EUから第三国への廃棄物輸出、第三国からEUへの廃棄物輸入、並びにEU内における廃棄物の通過(トランジット)に関して、以下の事項を定めています。

- (1) 廃棄物輸送の全段階における適正な取扱いを確保・強化する措置
- (2) パーゼル条約に基づく有害な廃棄物の輸出禁止に係る規則
- (3) 途上国に対するリサイクル資源(非有害物)の輸出の適正化に関する規則、等

あわせて本書には、上記(3)の措置を強化するために2007年11月に制定された本規則の付則を掲載しています。

この付則には、EUからOECD非加盟国に有害でないリサイクル資源を輸出する際の詳細規定として、国別に輸出が禁止される品目

事前通告および同意が必要な品目、相手国に管理規則が無い品目、相手国の法律に基づく管理手順が義務付けられる品目を定めるなど、望まない廃棄物の受け入れから途上国を保護する方策が盛り込まれています。

現在、EU加盟各国では本規則に基づく国内法の制定・改正が進められており、今後の動向が注目されます。

本書は若干の在庫がありますので、入手ご希望の方は下記にお問い合わせ下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-20  
第16興和ビル北館6階  
財団法人クリーン・ジャパン・センター  
環境リサイクル情報センター  
電話：03-6229-1031



行政・政策動向

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ

社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」の施行状況について、平成19年11月から、同法の規定に基づく施行後5年の評価・検討を進めてきました。

この検討を踏まえ「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」がとりまとめられ公表されています。

平成14年の建設リサイクル法完全施行後、建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等は着実に進展しており、特定建設資材廃棄物をはじめとして建設廃棄物全般の再資源化等率は向上し高いレベルで推移しています。この結果、建設廃棄物の最終処分量及び不法投棄が減少して、平成17年度の建設廃棄物最終処分量は600万ト

ンで、平成12年度(1,280万トン)と比べ53.1%の大幅な減少となっており、産業廃棄物最終処分場の残余年数の改善に大きく寄与しています。

一方、応分の費用負担に対する発注者等の意識が高くないこと、分別解体等の取組みが十分でないケースがあること、分別解体の施工方法が不明確なケースがあること、特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質等の存在、再資源化等状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと、建設発生木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと、廃石膏ボード等の再資源化の取組みの遅れなどの課題も見えてきており、その対応を提言しています。

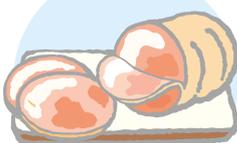
[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo20\\_hh\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo20_hh_000010.html)



食品ロスの削減に向けた検討会報告について

農林水産省は、平成20年8月に、有識者による「食品ロスの削減に向けた検討会」を設置し、食品ロスの削減に向けた課題等について議論を進め「食品ロスの現状とその削減に向けた対応方向について - 食品ロスの削減に向けた検討会報告 - 」をとりまとめ公表しています。

日本では、年間、約9,000万tの農林水産物が食用に向けられていますが、平成17年度で



約1,900万tの食品廃棄物が排出されています。この内、推計で約500~900万tは、本来食べられるにも係わらず廃棄される食品ロスです。報告は、食品の製造・流通・消費の各段階毎に食品廃棄の実態と要因を分析した結果を踏まえ、ロス削減に向けた対応方向をとりまとめたものです。

<http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/recycle/081226.html>



## レジ袋削減に係る全国の地方自治体での取組み状況について

環境省では、改正容器包装リサイクル法施行1年を経て、同法第7条の3（環境大臣による情報の収集、整理及び提供等）を踏まえて、都道府県を通じて、レジ袋削減に係る取組み状況の情報収集を行い、平成20年4月30日にとりまとめた結果を公表しました。その後、さらにレジ袋削減の取組みが広がりを見せていることから、今般、都道府県及び市町村に対して、平成20年11月1日現在のレジ袋削減に係る取組み状況及び今後の取組み予定等を照会しました。

その結果、都道府県の約8割、市町村の約4割が住民や事業者との協働と連携に基づき、何らかの形でレジ袋の削減に取組んでおり、今後さらに取組みが広がることになりました。

具体的な削減手法には様々なものがあります。例えば、レジ袋の有料化については、現在3県で全域での一斉有料化が行われていますが、本年4月までにさらに3県で同様の取組みが行われる予定となっています。また、市町村レベルでの取組みを見れば、現在16

都道府県下の245市町村がレジ袋の有料化に取組んでおり、平成22年3月末までに22都道府県の370市町村で有料化が実施されるものと見込まれます。

さらに、地域通貨(エコマネー)や地域ポイント等を活用して、割引券、商品券や景品、指定ごみ袋等と交換できる仕組みを導入することで、レジ袋削減の実績を上げている地方自治体や、有料化・有料化以外といった取組み手法を問わず事業者によるその選択を委ねて削減を促す協定を締結している地方自治体もあり、全国規模で取組みが着実に広がっている状況が確認できました。調査結果の全体については、追って環境省のホームページで公表される予定です。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10632>



## 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」が、平成20年12月2日に閣議決定されました。

本政令は、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を特定家庭用機器に加えるとともに、再商品化等の基準を引き上げる等の措置を講ずるものです。

<http://www.meti.go.jp/press/20081202002/20081202002.html>



## 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省と環境省は、「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令」を、平成20年12月19日に公布しました。

本省令は、製造業者等及び指定法人による再商品化等料金等の公表方法へのインターネットの利用等を追加するとともに、特定家庭

用機器再商品化法施行令の一部改正による特定家庭用機器の追加に伴い指定法人に係る経過措置を整備するものです。

<http://www.meti.go.jp/press/20081219001/20081219001.html>

## 環境基本計画の進捗状況の第2回点検結果について

中央環境審議会会長より環境大臣に報告のあった第三次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）の進捗状況の第2回点検結果について、平成20年12月の閣議に報告しています。

本報告において、地球温暖化問題に対する取組みについては、[1]太陽光発電について、大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うこと、[2]排出量取引の国内統合市場の試行的実施については、多くの業種・企業の参加を得、その評価を次の政策に

結びつけていくこと、[3]環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化を進めること等が、また、物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組みについては、循環資源ごとに、地域の特性を踏まえて、最適な規模の「地域循環圏」を形成し、地域活性化につなげるべきこと等が指摘されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10571>

## 使用済小型家電からのレア金属の回収及び適正処理に関する研究会立ち上げ

資源の有効利用への関心の高まりなどを背景に、近年、使用済小型家電からレア金属や貴金属のリサイクルに取組む自治体や企業が出はじめていますが、こうした取組みは始まったばかりであり、レア金属の抽出技術の研究開発については着手されたものの、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等は検討途上にあります。

このため、適正かつ効果的なレア金属のリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収活動で先行している自治

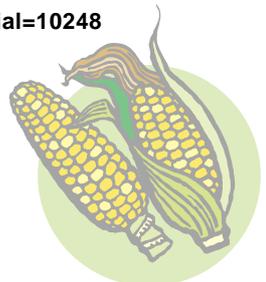
体等と連携し、幾つかの地域で実際に多種多様な使用済小型家電を様々な方法で回収することにより、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電についてレア金属の含有実態の把握等を行うこと、また、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等について検討を行うこととしています。第1回研究会は、平成20年12月に開催されました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10436>

## 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則

平成20年5月に公布された「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」の施行に先立ち、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則」が平成20年10月1日に施行されました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10248>



## 規制改革推進のための第3次答申

規制改革推進のための第3次答申がなされ、環境分野での重点規制改革としては、問題意識を踏まえた次のような具体的施策・措置が挙げられています。

廃棄物の効率的処理について（廃棄物・リサイクル分野）

- ア 統一化された廃棄物会計基準の普及によるコストの把握、開示、ベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開による廃棄物処理の効率化  
【平成20年度中に検討、以降継続実施】
- イ 電子マニフェスト普及率50%達成策の明確化  
【平成20年度中に検討、以降継続実施】
- ウ 廃棄物収集・運搬・処理業の許認可取得に係る地方公共団体間の申請書式の統一化  
【平成21年度措置】
- エ 地方公共団体ごとの産業廃棄物処理規制の見直し  
【平成21年度措置】
- オ 一般廃棄物処理における民間参入の促進



廃棄物の資源循環促進について（廃棄物・リサイクル分野）

- ア 使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について  
【平成20年度措置】
  - イ 電子機器等、同一性状の他社製品を含む下取り・運搬・処分について  
【平成20年度措置】
  - ウ 一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用  
【平成20年度措置】
  - エ リサイクルポートの利用促進  
【平成21年度検討・結論、平成21年度以降逐次措置】
  - オ 試験研究用途の一般廃棄物の取扱いの明確化  
【平成20年度措置】
- 廃棄物処理業における優良業者の育成について（廃棄物・リサイクル分野）
- ア 産業廃棄物優良性評価制度の見直し  
【平成21年度検討・結論】



<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html>

## 3R実施状況

### 産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成18年度実績)について

平成18年度における全国の産業廃棄物の排出及び処理状況等についての結果が、平成20年12月、公表されました。結果の概要は次のとおりです。

産業廃棄物の排出・処理状況（平成18年度実績）

(1) 全国の産業廃棄物の総排出量：

前年度に比べ、約300万トン(約0.8%)減少。

平成18年度総排出量

約4億1,850万トン(前年度 約4億2,168万トン)

(2) 業種別排出量：

前年度と同様、上位6業種で総排出量の約8割。

電気・ガス・熱供給・水道業約9,708万トン(23.2%)  
(前年度 約9,707万トン 23.0%)

農業約8,792万トン(21.0%)  
(前年度 約8,754万トン 20.8%)

建設業約7,753万トン(18.5%)  
(前年度 約7,647万トン 18.1%)

鉄鋼業約3,837万トン(9.2%)  
(前年度 約4,318万トン 10.2%)

パルプ・紙・紙加工品製造業約3,387万トン(8.1%)  
(前年度 約3,549万トン 8.4%)

化学工業約1,721万トン(4.1%)  
(前年度 約1,680万トン 4.0%)

(3) 種類別排出量：

前年度と同様、上位3品目で総排出量の約8割。

汚泥約1億8,533万トン(44.3%)  
(前年度 約1億8,769万トン 44.5%)

動物のふん尿約8,757万トン(20.9%)  
(前年度 約8,720万トン 20.7%)

がれき類約6,082万トン(14.5%)  
(前年度 約6,056万トン 14.4%)

(4) 産業廃棄物の処理状況：

前年度に比べ、最終処分量が約1割減少。

再生利用量約2億1,477万トン(51.3%)  
(前年度 約2億1,889万トン 51.9%)

減量化量約1億8,193万トン(42.5%)  
(前年度 約1億7,856万トン 42.3%)

最終処分量約2,180万トン(5.2%)  
(前年度 約2,423万トン 5.7%)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10572>





## 産業廃棄物の不法投棄の状況(平成19年度)について

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市(以下「都道府県等」という。)の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案について、(1)新たに確認された不法投棄事案の状況(フロー)及び(2)年度末時点の不法投棄及び不適正処理(以下、「不法投棄等」という。)事案の残存量等(ストック)について調査し、公表しています。今回、平成19年度調査結果をとりまとめ公表しています(平成20年12月)。

結果の概要は次のとおりです。

- (1)平成19年度に新たに発覚した  
不法投棄事案の件数は382件(前年554件、172件)  
不法投棄量は10.2万トン(同13.1万トン、2.9万トン)でした。
- (2)平成19年度末における  
不法投棄等の残存件数は2,753件  
(前年2,774件、21件)、  
残存量の合計は1,633.7万トン  
(同1,565.3万トン、+68.4万トン)でした。



<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10609>

## 廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度について

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間の全国の廃棄物焼却施設(一般廃棄物焼却施設と産業廃棄物焼却施設)における排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果等について調査した結果が公表されています(平成20年12月)。

この1年間に全国の廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類の総量は、約110グラムと推計されました。その内訳は、一般廃棄物焼却施設からのものが約52グラム(前年比2グラム減少)、産業廃棄物焼却施設からのものが約58グラム(前年比4グラム減少)でした。これは、前回の調査期間(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)における廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の推計排出量約116グラムとの比較では約5%削減したことになり、基準年からも順調に減少しています。

また、平成17年6月に変更した「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」では、今後、老朽化した施設の更新が行われることを踏まえて、平成22年に、廃棄物焼却施設からの排ガス中のダイオキシン類排出量を、平成15年の145グラムに比べ約30%削減することを目標としており、平成19年の実績では平成15年に比べ約24%削減されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10537>

## 平成19年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績(平成20年10月公表)

### 1. 分別収集及び再商品化の対象となる容器包装廃棄物

市町村は、容器包装リサイクル法に基づき分別収集計画を定めることとなっていて、分別収集計画の対象となる容器包装廃棄物は、以下の内から市町村が選択できます。

- 無色のガラス製容器
- 茶色のガラス製容器
- その他の色のガラス製容器
- ペットボトル
- 紙製容器包装(及び を除く。以下同じ。)
- ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
- スチール製容器
- アルミ製容器
- 飲料用紙製容器
- 段ボール製容器



分別収集計画で対象とする場合、～ は分別収集及び再商品化の対象とする必要があります。～ は、資源としての価値が高く市町村が料金を支払わずに再商品化事業者が引き取ってくれるため、分別収集計画で再商品化について規定せずに、分別収集についてのみ規定します。

### 2. 実施状況

#### (1) 分別収集実績について

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き9割を超えており、それ以外の品目については、それぞれ増加傾向が見られます。

また、分別収集を実施する市町村が増加したことに伴い、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、分別収集量についても大きな伸びを示している一方で、スチール製容器については、引き続き減少傾向にあります。

#### (2) 再商品化実績について

市町村において分別収集されたものが再商品化計画に基づき再商品化事業者に引き取られた量(再商品化量)は、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び飲料用紙製容器について増加がみられました。

また、市町村の分別収集量に対する再商品化量の割合(再商品化率)は、段ボールが99.4%、飲料用紙製容器包装が98.5%、容器包装リサイクルの全体でも97.4%となっています。

#### ペットボトルの販売量と分別収集量の推移について

ペットボトルの販売量(指定ペットボトル販売量)は18年度が544千トン、19年度が573千トン(PETボトルリサイクル推進協議会調べ)でした。この生産量に対する市町村分別収集量の比率(市町村回収率)は18年度が49.3%、19年度が49.4%であり、前年度と比べ横ばいです。また、PETボトルリサイクル推進協議会の調査によれば、平成19年度における事業者が回収した量(事業系)は約113千トンであり、これも含めた回収率は69.2%となり、前年度に比べ約3%上昇したことになります。

平成19年度は、分別収集に取り組む市町村の全市町村に対する割合は増加傾向にあり、分別収集量及び再商品化量については、特にペットボトル及びプラスチック製容器包装については、増加がみられました。

容器包装リサイクル制度においては、平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布され、平成20年4月に質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが施行されたことをもって、完全施行されたところです。

市町村にあっては、改正容器包装リサイクル法の施行を踏まえ、分別収集計画に基づき計画的かつ質の高い分別収集の実施が求められているところであり、環境省としては、今後とも容器包装廃棄物の削減及び資源としての有効利用が一層促進されるよう、市町村への情報提供などの支援に努めることとしています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10335>

## ペットボトルリユース実証実験2次販売の開始

環境省では、「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会の中間とりまとめ（平成20年7月）を踏まえ、デポジット制を利用したリターナブルペットボトル（ミネラルウォーター1.5リットル）の販売・回収・洗浄に係る実証実験を、昨年8月から行っています。この実験結果については、消費者の受容性や回収率、小売店の意識、汚損ボトルの除去や、コスト・環境負荷等について検証を行い、同研究会において検討を進める予定としています。

2次販売については、当初、昨年11月上旬を予定していましたが、先にお知らせしたとおり、再充填後の品質検査において風味不良が確認されたため、実施を延期していました。

この度、風味不良の原因調査を終え、必要な措置を実施した上でテスト充填を行い、同様の試験を行った結果、問題がないことを確認したため、2次販売を開始することになりました。

販売店・地域は、1次販売と同様で、1月末～2月末まで販売・回収が実施されます。

### オープンシステム：

- 京急百貨店（神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1）
- イトーヨーカドー 綱島店（神奈川県横浜市港北区綱島西2-8-1）
- apris KEIHOKU（千葉県柏市南柏2-12-2）

### クローズドシステム：

- バルシステム千葉（柏センター）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10661>

## フロン回収・破壊法に基づく業務用空調機器からのフロン類の平成19年度回収量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の平成19年度回収量等の集計結果がまとまり公表されました。

フロン回収・破壊法に基づく回収等の法的義務付けは世界にも例がほとんどなく、オゾン層保護に加え地球温暖化の防止に関し国際的に先端的な最も進んだ取り組みです。

平成19年度にフロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は103万台、回収フロン量は3,168トンと、前年度と比較しそれぞれ15万台（17.6%）、627トン（24.6%）増加しました。

<http://www.meti.go.jp/press/20081121003/20081121003.html>



## お知らせ

### 資料室のご案内

#### （どなたでも無料で利用可能です）

当センター内にある環境リサイクル情報センターでは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する資料の閲覧サービスを行っています。一般には入手困難な当該分野の専門資料を多数保有しております。また、閲覧室には情報検索システムが用意されており、多数の保有資料の中から調べたい情報を検索することができます（当センター賛助会員の方はインターネットを通じて本システムを利用することができます）。どなたでもご利用になれますので、リサイクルや環境ビジネスに関する情報収集に是非ご活用下さい。

【利用時間】午前9:45～12:00、午後1:00～5:00  
（土・日・祝祭日・年末年始は休館）

### 3R学習（容器包装リサイクル）教材貸出のご案内

当センターでは、児童・生徒及び地域住民などが3Rへの理解を深め、日常生活における3R実践に役立つように、身近な製品を題材とした、目で見て触って実感できる3R学習（容器包装リサイクル）教材を地域3R支援事業（経済産業省委託）において制作いたしました。

教材は、サンプル品（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、PETボトル、アルミ缶、スチール缶、ガラスびん）、補助教材、指導手引書からなっており、学校の総合的学習・技術科・社会科・理科などの授業又は地域における3Rに関する取り組みなどで活用していただけます。

当センターでは、これらの教材の貸出サービスを行っており、貸出を希望される方は、当センター事務局（企画調査部）までお問い合わせください。

### CJC - BW定期配信のお知らせ

インターネットに代表されるIT技術の進展に伴い、多くの情報が自宅やオフィスにいながら入手できるようになりました。一方で、あふれかえる情報の中から真に重要な情報を抽出することは容易ではありません。

このため、当センターにおきましては、氾濫する情報の中から廃棄物処理・再資源化を促進する上で重要と考えられる情報（主として行政・政策動向）を抽出・整理し、賛助会員の皆様にもメールにより隔週ごとにCJCパイプリー（CJC - BW）として配信しています。

賛助会員の皆様には賛助会員コーナー（<http://202.229.77.29/%7Ecjc/>）より配信登録いただけますので、是非ご登録いただき、ご活用いただきますようご案内します。

## クリーン・ジャパン・ニュースレター No.24

【発行】財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階 電話：03-6229-1031 FAX：03-6229-1243  
<http://www.cjc.or.jp/>

【発行日】2009年1月

（本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。）（禁無断転載）